

4. 生徒規則

1. 服装について

- (1) 本校指定の制服を着用すること。
- (2) 服装については以下のように定める。
 - ①制服の基準は別表の通り定める。
 - ②常に高校生としてふさわしい髪型、身だしなみを心がける。
 - ③衣替えの時期についてはHR委員会で決定し、移行期間を設ける。
 - ④ブレザーの下にセーター等を着用してもよいが、登下校時はブレザーを着用すること。

	男子	女子	備考
冬	本校指定ブレザー 白無地ワイシャツ 本校指定ネクタイ 本校指定ズボン	本校指定ブレザー 白無地ワイシャツ・ ブラウス 本校指定リボン 本校指定スカート	バッジは左胸の襟
夏	白無地ワイシャツ・ 白無地ポロシャツ 本校指定ズボン	白無地ワイシャツ・ ブラウス 白無地ポロシャツ 本校指定スカート	式典時は白無地のワイシャツのみとし、ネクタイ・リボンを着用する。 (ポロシャツは不可)

- 学校指定のものは、取扱店から購入すること。
- 転入生等については転入前の学校の制服でも可とする。

2. 登下校について

- (1) 登校は午前8時20分、下校は午後5時00分を厳守すること（部活動等で居残りをする場合クラブバス発車時刻までとする）。
- (2) 火山性ガス警報の発令時は、本校の指示に従うこと。⇒P16参照
- (3) 午後5時以降および休日に登校し活動する場合は、必ず顧問の許可を得たうえで居残り届・休日活動届を提出すること。
- (4) 欠席・遅刻・早退については必ずホームルーム担任に連絡すること。

- (5) 登校後の外出は原則禁止とする。やむを得ず外出する必要があるときは、ホームルーム担任から外出許可を得ること。
- (6) 登下校の際は徒歩、バス、自転車を利用すること。（自転車通学希望者は自転車通学申請書を提出して許可を得ること。）

3. 校内施設の利用について

- (1) 部活動等で校内の施設や備品を利用する際には、顧問教諭の許可を得たうえで、生活指導部に届け出ること。破損・紛失した際は速やかに生活指導部に届け出ること。

4. 校外活動について

- (1) 校外活動時は本校生徒としての自覚をもって行動すること。
- (2) 旅行等の際は、旅行届をホームルーム担任に届け出ること。
- (3) 高校生にふさわしくない行為、社会に反する行為は絶対にしないこと。
- (4) 身分証明書は常に携帯すること。

5. 校内での生活について

- (1) 学校に必要以上の多額の金銭を持ってこないこと。
- (2) 貴重品はロッカーに施錠するなど責任を持って管理すること。
- (3) 所持品の紛失や拾得については速やかに生活指導部に届け出ること。
- (4) 掲示物を掲示する時は、生活指導部より掲示許可を得ること。

6. 定期試験について

- (1) 定期試験の一週間前より職員室には原則として立ち入ることはできない。また、原則として部活動・委員会等の活動は禁止とする。
- (2) 不正行為・疑わしい行為は絶対にしない。
- (3) 試験中は携帯電話等の電源は切ること。また、机の中は空にし、机の上には筆記用具以外は一切置かないこと。
- (4) 試験中に途中退出した場合の再受験は認められない。
- (5) 不正行為があったときは、当該科目は0点とし、規定に従って特別指導の対象となる。

5. 進級・卒業規定

次の3つの条件を満たす事が必須条件である。下記の条件を少なくとも1つでも満たさない者は原級留置とする。原級留置は同一学年2年間とする。

(1) 当該学年における全ての科目を履修する。

※履修とは、各教科、科目の年間指導計画に従って、授業に出席し、欠課時数
がその科目の法定授業時数（単位数×35週）の3分の1未満のときに認められる。

(2) 修得単位数が下記の表の条件を満たす。

進級・卒業条件	2学年へ進級	3学年へ進級	卒業
必要な単位数	24単位以上	49単位以上	74単位以上

※修得とは、履修した科目の学年評定が2以上であること。

(3) 特別活動の成果が、その目標からみて満足できると認められる。

6. 公欠・忌引・出席停止に関する規定

1. 公欠について

次の事項に該当した場合は、公欠扱いとする。その際は、公欠許可願いを添え、教務部に届ける。

- (1) 高体連、高文連等の主催による公式な大会に出場
- (2) 非常事態による登校不能
- (3) 学校の指示による行事への参加
- (4) 受験等、進路にかかわる場合
- (5) 火山ガスによる高感受性者

※公欠で上京する場合、欠航による遅れ・欠航見込みによる早出しも公欠扱いとする。

2. 忌引きについて

忌引きの日数は次の通りである。

- ① 父母 7日以内
- ② 祖父母 3日以内
- ③ 兄弟姉妹 3日以内
- ④ 伯父叔母 1日以内
- ⑤ 曾祖父母 1日以内

※交通機関の関係でやむを得ない場合は、この限りではない。また、葬儀等のため遠隔地に旅行する必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。

3. 出席停止について

学校保健安全法の定めた学校感染症にかかった場合は、出席停止となる。

(例：インフルエンザ、麻疹、風疹、水疱瘡等)

学校感染症にかかった際は、ただちに学校に連絡をして指示に従う。